

公益財団法人大阪国際平和センター

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第8条第1項第1号から第4号に掲げる事項

1 当該法人を通じて達成しようとする本市の施策の内容

特定の歴史観や考え方に偏らず中立的(中立性の確保)に、事業を実施していくとともに、「大阪中心」・「子ども目線」で「平和を自分自身の課題として考えられる」ような展示を行い、もって大阪市内に居住する小中学生をはじめとする多くの市民に戦争の悲惨さや平和の尊さを伝え、平和を願う豊かな心を育むこと。

2 当該法人以外の法人その他の団体によっては1の施策を達成することが困難である理由

当該法人は、大阪を中心とした戦争や平和に関する多くの展示物を総合的かつ一体的に収集しており、これらを活用して市民に平和に関する思想を効果的に普及することができる法人であって、本市が有する影響力によって公正かつ中立な事業運営を確保できる唯一の法人であるため。(大阪市外郭団体の指定に関する基準を定める規程第3条第1項第1号ア(7)に該当)

3 1の施策を達成するために当該法人に求める役割

本市の教育行政と連携を図り、市内の小中学生の平和学習に資する事業展開を行うこと。

4 当該法人に3の役割を果たさせる上で当該法人が行う本市の果たすべき役割を補完し又は代替する活動(以下「本市の補完・代替活動」という。)について本市が指導及び調整をすることが必要であり、かつ、監理という手法が当該法人の事業活動に対する他の指導及び調整の手法と比較してより適切かつ効果的であるとする理由

(1) 当該法人が行う本市の補完・代替活動の指導及び調整の必要性

当該法人に、本市の教育行政と連携を図りながら市内の小中学生に重点を置いた平和学習に関する事業を展開させるためには、当該法人の事業活動の方針等について、当該法人の自主的な事業運営や大阪府域全体を施策対象とする大阪府の監理にだけにゆだねるのではなく、本市が指導及び調整をする必要がある。

(2) 監理という手法の比較優位性

当該法人の事業活動の方針等をコントロールするためには、本市が有する影響力を通じて当該法人の事業経営全般を監理することが最も効果的である。